

鎌ヶ谷市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 109,757	千円 43,680,050	千円 1,786,821	千円 7,732,327	% 17.7	% 16.8

※人件費は、報酬、給料、各種手当、共済費の合計です。特別職など(市長、副市長、教育長、市議会議員、委員会の委員など)に支払われる人件費も含まれます。

※実質収支は、歳入額から歳出額を差し引いた額に翌年度に繰り越された事業の財源を控除したものです。

※事業費支弁を除く人件費率は17.1%で、県内37市中低い方から20番目です。

※人件費は、事業費支弁に係る職員の人件費を含む数字としています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 736	千円 2,702,040	千円 732,580	千円 1,195,880	千円 4,630,500	千円 6,291	千円 6,570

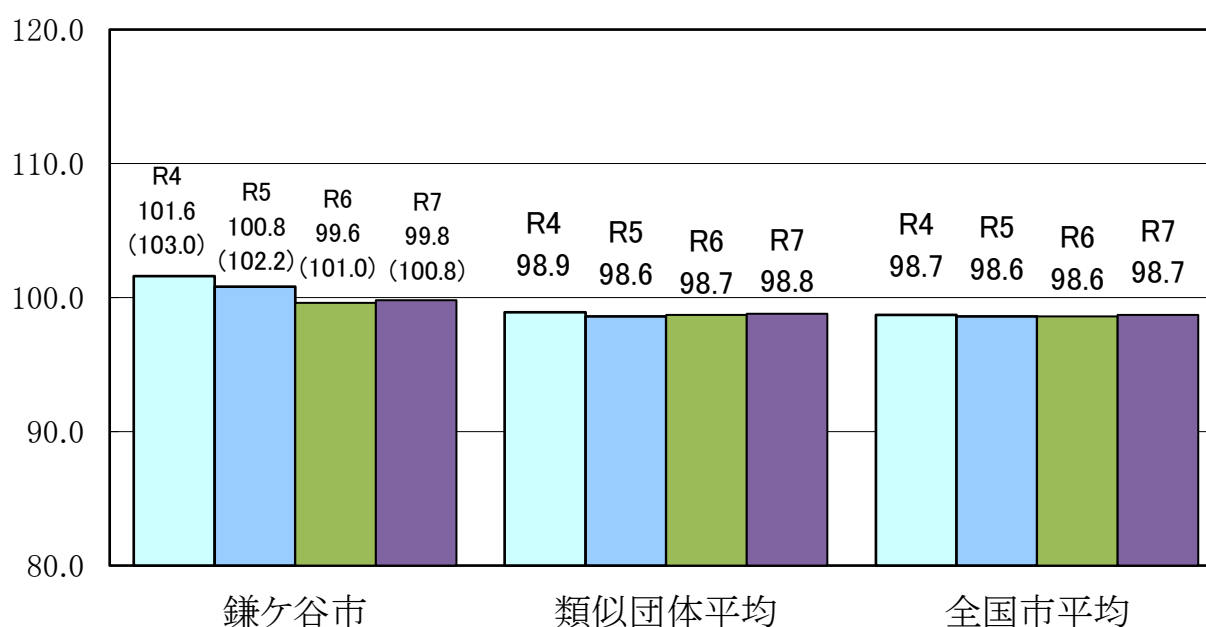
※職員手当には、退職手当を含みません。

※職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含みません。

※給与費は、再任用(短時間勤務)の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

※給与費は、事業費支弁に係る職員の人件費を含む数字としています。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数で、職種ごとに主な給料決定要素である学歴、経験年数の類似した者同士を比較し算出しています。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合で算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③理由及び改善の見込み

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し [実施]

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し [実施]

令和7年4月1日に人事院勧告や近隣市の状況を踏まえ、7.5%から6%に地域手当を引き下げる見直しを行いました。(国基準による支給割合4%)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
鎌ヶ谷市の支給割合	7.5%	6%	6%

③その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

人件費削減措置

	削減措置	実施期間	内 容
一般職	管理職手当の削減	平成19年10月から平成22年3月まで	部長相当職 25%削減 次長課長職 20%削減
		平成22年4月から平成24年3月まで	部長相当職 15%削減 次長課長職 10%削減
		平成24年4月から平成26年3月まで	部長相当職 10%削減 次長課長職 5%削減
	給与抑制措置	平成22年12月から平成30年3月まで	55歳を超える課長級以上の職員 1.5%削減
		平成25年4月から平成28年3月まで	3級以上の職員 給料月額1%削減
		平成28年4月から令和7年3月まで	3級以上の職員 半年間給料月額2%削減
		令和7年4月から令和10年3月まで	3級以上の職員 3ヶ月間給料月額2%削減
特別職	給料月額の削減	平成19年10月から平成22年3月まで	市長・副市長は10%、教育長は5%を削減
		令和2年7月から令和2年12月まで	市長・副市長・教育長 10%を削減

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鎌ヶ谷市	41.3 歳	310,900 円	399,292 円	356,244 円
千葉県	39.8 歳	315,900 円	424,398 円	370,184 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	— 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

※使用している数値は、国で公表している資料に基づくものです。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
鎌ヶ谷市	57.1 歳	4 人	326,500円	356,950円	346,400円	—	—	—	—
うち作業	* 歳	1 人	*	*	*	廃棄物処理業 従業員	—	—	—
うち用務	* 歳	2 人	*	*	*	用務員	—	—	—
うち運転	* 歳	1 人	*	*	*	自家用乗用自 動車運転者	—	—	—
国	— 歳	— 人	—	—	—	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鎌ヶ谷市	—	—	—
うち作業	* 円	— 円	—
うち用務	* 円	— 円	—
うち運転	* 円	— 円	—

※ 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、国ベースとは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※ 内書きについては対象となる職員が1人または2人のため、個人情報保護の観点から数値を「*」で表記しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		鎌ヶ谷市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,832 円	374,371 円	402,453 円	— 円
	高 校 卒	— 円	* 円	* 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

※ 経験年数は、学校卒業後すぐに採用され引き続き勤務している場合、その採用後の年数をいい、採用前に民間企業勤務期間などのある場合は、その年数のうち一定期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

※ 一般行政職高校卒の経験年数20年と25年については対象となる職員がそれぞれ1人のため、個人情報保護の観点から数値を「*」で表記しています。

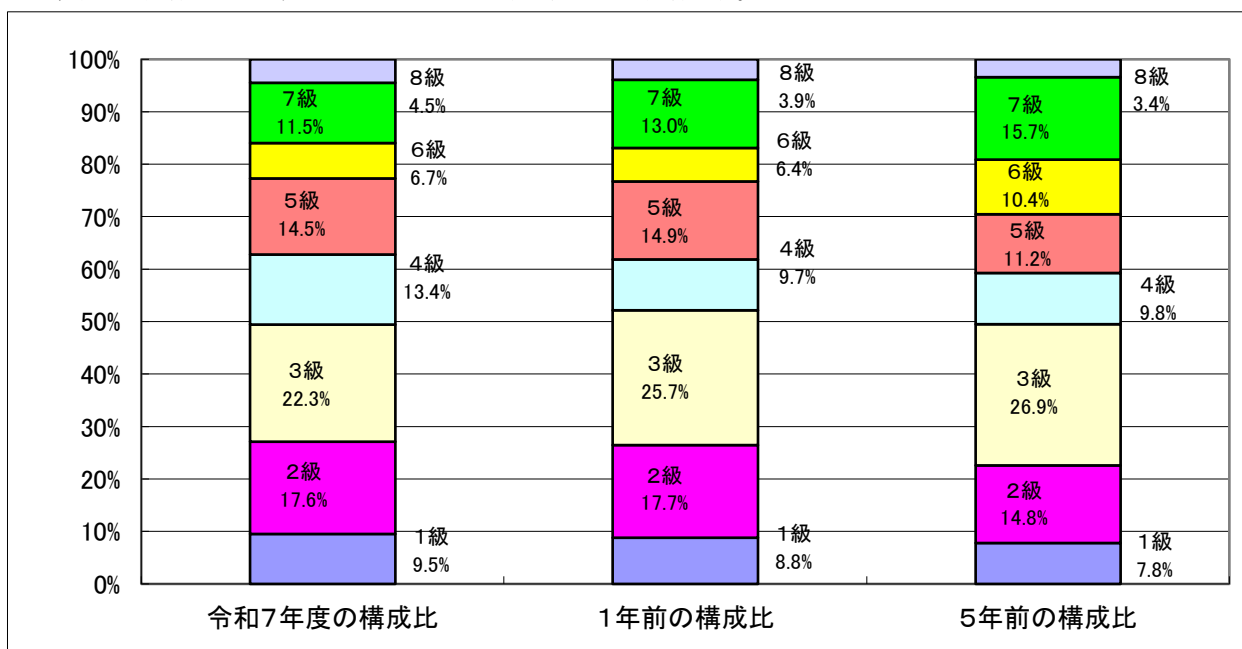
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

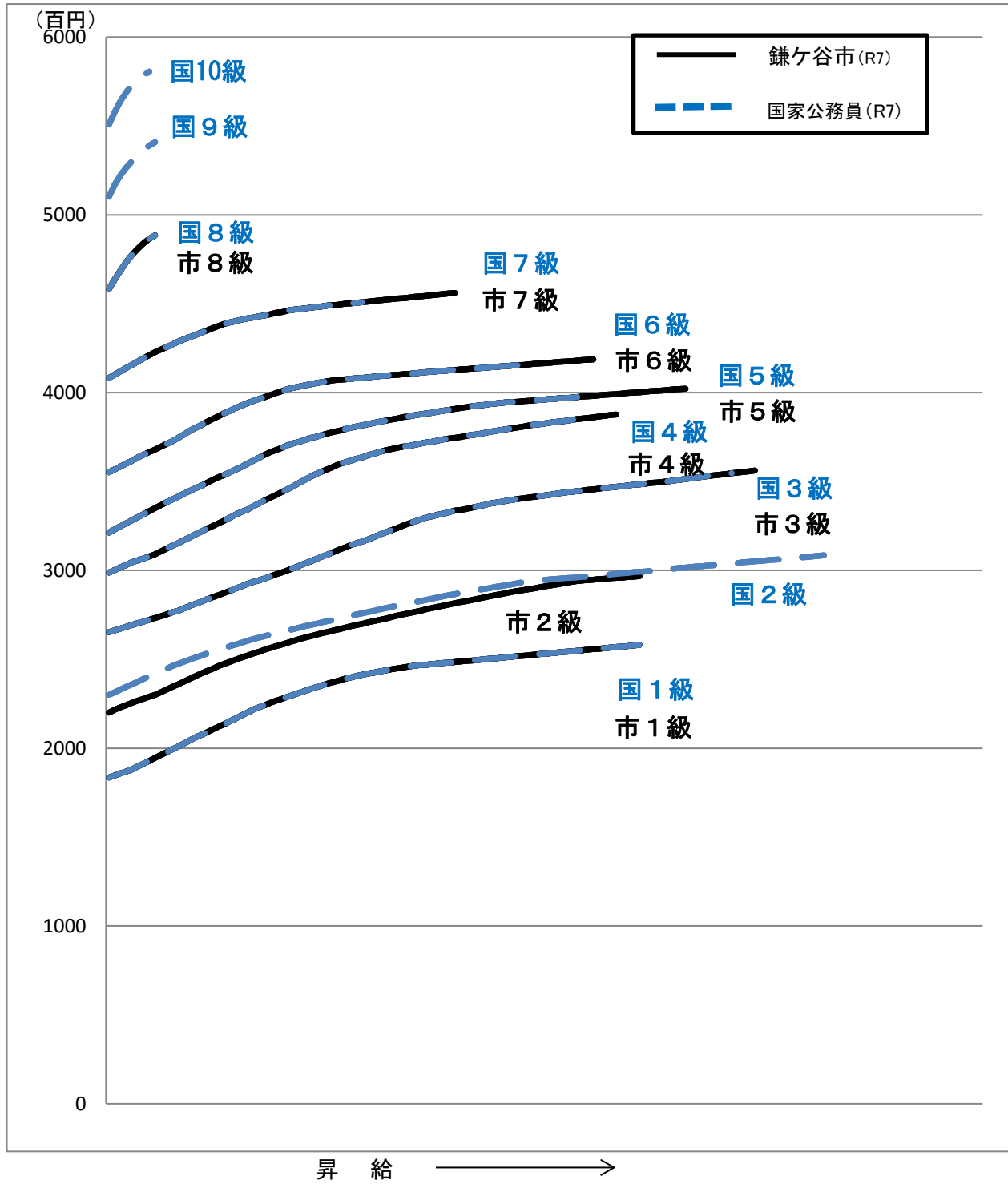
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、技師補	34 人	9.5 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事、技師	63 人	17.6 %	220,000 円	296,800 円
3 級	主任主事	80 人	22.3 %	265,300 円	356,200 円
4 級	主査補	48 人	13.4 %	298,800 円	387,700 円
5 級	係長、主査	52 人	14.5 %	321,300 円	402,200 円
6 級	課長補佐、副主幹	24 人	6.7 %	355,200 円	418,700 円
7 級	次長、課長	41 人	11.5 %	408,300 円	456,100 円
8 級	部長、参事	16 人	4.5 %	458,300 円	488,500 円

※鎌ヶ谷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（鎌ヶ谷市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(6年度決算)

鎌ヶ谷市	国
1人当たり平均支給額 1,769 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.000) 月分	同左
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算7%~16%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~20%

()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)(鎌ヶ谷市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当

(7年4月1日現在)

鎌ヶ谷市		国	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	同左
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
調整率	83.7/100		同左
その他の加算措置	定年前の早期退職措置2%～20%加算	その他の加算措置	定年前の早期退職措置2%～45%加算
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給
			なし
1人当たり 平均支給額	勸奨等・定年	22,627千円	
	自己都合	1,073千円	

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

※「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当

(6年度決算)

支給実績		248,842 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		274,055 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全域	7.5 %	908 人	6.0 %
地域手当補正後ラスパイレ指数			101.0
(ラスパイレ指数)			(99.6)
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	千葉県の実給率や、近隣市の支給率なども考慮し、7.5%としています。		

(4) 特殊勤務手当

(6年度決算)

支給実績	2,442 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	27,133 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	9.8 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象となる業務	支給単価
税務手当	課税課・収税課等職員	税の賦課及び徴収業務	月額 1,500円
災害応急作業手当		非常災害時における災害対策本部等の指示による災害対策業務	日額 1,000円
危険物取扱手当	消防職員	毒物、劇物又は爆発物を取り扱う作業	日額 1,000円
社会福祉手当	社会福祉課等職員	査察指導及び現業の業務	月額 4,500円
行旅病人等取扱手当		(1) 行旅死亡人の取扱業務	1件 2,500円
		(2) 行旅病人の取扱業務	1件 1,000円
感染症作業手当		感染症患者の収容及び消毒作業	日額 1,000円
指導員手当	障がい福祉課職員	心身障がい児の機能訓練指導業務	月額 4,000円
建築主事手当	建築住宅課職員	建築主事の業務	月額 5,000円
放射線取扱作業手当	健康増進課職員	診療放射線技師の業務	日額 200円

(5) 時間外勤務手当（休日・夜間勤務手当を除く）

支給実績(6年度決算)	239,111 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	293 千円
支給実績(5年度決算)	239,331 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	294 千円

※ 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(6・5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

(6年度決算)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	市と異なる国の制度の内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○配偶者以外 1人6,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同		66,684千円	229,945 円
住居手当	○借家の場合、家賃16,000円を超える場合に限り28,000円を限度に支給	同		49,344千円	278,780 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合、定期券代(6ヶ月定期代)を全額支給 ○乗用車などを使用する場合、距離に応じて2,000円から34,160円を支給	異	乗用車などを使用する場合、距離に応じて2,000円から34,160円を支給	67,961千円	92,843 円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間を勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の135/100を支給	同		52,245千円	256,103 円
夜間勤務手当	○午後10時～翌午前5時まで正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の125/100を支給	同		3,442千円	80,055 円
管理職手当	○6級から8級の管理職に支給(職務の級および職に応じて33,200円から84,600円を支給)	異	管理または監督の地位にある職員のうち、規則で指定	78,573千円	777,950 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料	月額	等
給料	市長	900,000	円	
	副市長	780,000	円	
	教育長	705,000	円	
報酬	議長	505,000	円	
	副議長	455,000	円	
	議員	430,000	円	
期末手当	市長	(6年度支給割合) 4.60 月分		
	副市長			
	教育長			
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×35/100	(支給時期) 任期毎に支給	
	副市長	給料月額×在職月数×25/100	任期毎に支給	
	教育長	給料月額×在職月数×20/100	任期毎に支給	

6 職員数の状況

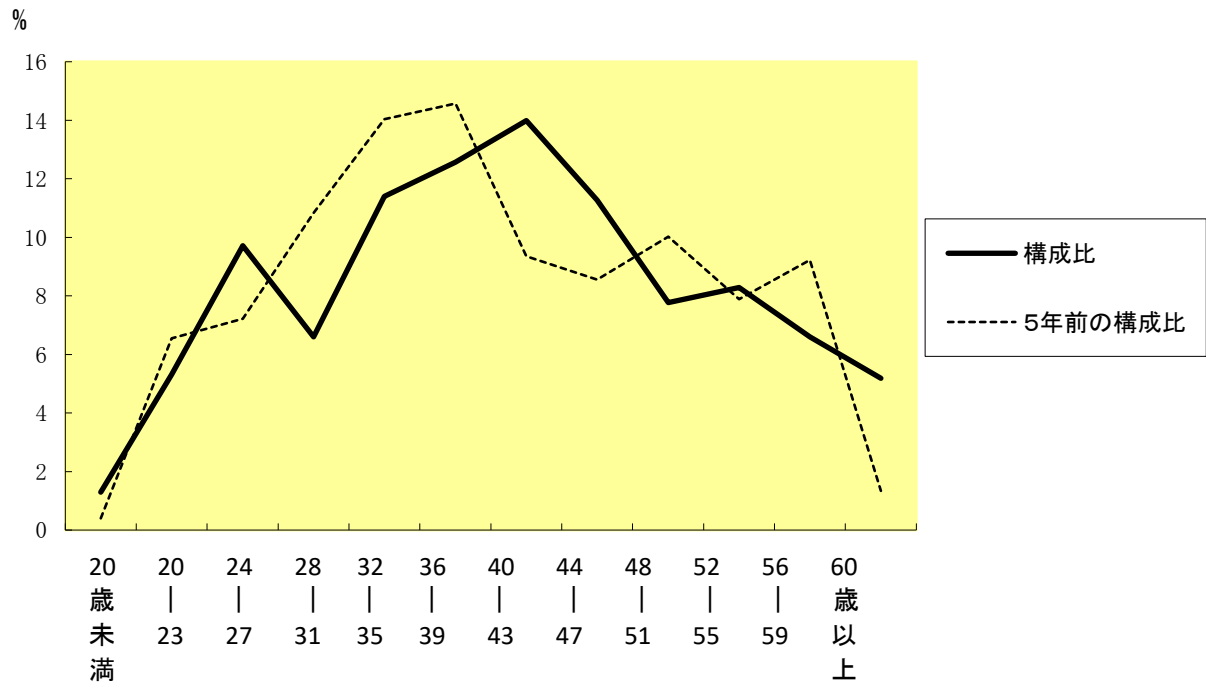
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	7	1	千葉県市議会議長会の会長市に係る業務
		総務	112	111	-1	人事異動
		税務	36	36	0	
		民生	225	223	-2	人事異動
		衛生	50	48	-2	人事異動
		労働	0	0	0	
		農林	8	8	0	
		商工	9	9	0	
		土木	75	71	-4	千葉県柏土木事務所への派遣終了
	計	521	513	-8		
	教育部門	65	64	-1	人事異動	
	消防部門	150	151	1		
	小計	736	728	-8		
公営企業など 会計部門	公営企業など 会計部門	病院	0	0	0	
		水道	0	0	0	
		交通	0	0	0	
		下水道	15	14	-1	人事異動
		その他	32	30	-2	人事異動
	小計	47	44	-3		
合計		783	772	-11		

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分をもつ退職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員は除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	10人	41人	75人	51人	88人	97人	108人	87人	60人	64人	51人	40人	772人

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)	
	2年	3年	4年	5年	6年	7年	増減数	増減率	
一般行政	491人	488人	489人	499人	521人	513人	22人	(4.5%)	
教育	63人	62人	64人	67人	65人	64人	1人	(1.6%)	
消防	144人	144人	145人	146人	150人	151人	7人	(4.9%)	
普通会計計	698人	694人	698人	712人	736人	728人	30人	(4.3%)	
公営企業等会計計	50人	51人	47人	48人	47人	44人	▲6人	(▲12.0%)	
総合計	748人	745人	745人	760人	783人	772人	24人	(3.2%)	

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

職員の服務等に関する状況

1 職員の勤務時間その他の勤務条件状況

(1) 勤務時間

(7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分から 13時00分まで

(2) 有給休暇

休暇の種類	内容	日数等
年次有給休暇	20日を限度に翌年度に繰り越すことができます	1年度につき20日付与
療養休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合における休暇	必要と認められる必要最小限の期間(結核性疾患を除く)
特別休暇	規則で定める特別の理由により、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	主な特別休暇と承認される日数等は次の表のとおりです

特別休暇の日数等

目的	日数等
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員・証人・鑑定人・参考人等として、国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のためのドナー登録又は提供に伴う検査入院	必要と認められる期間
職員が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う場合	1の年度5日以内
職員の結婚	連続する7日の範囲内(実質5日以内)
女性職員の生理のため就業が著しく困難な場合	その都度必要と認められる2日の範囲内の期間
不妊治療に係る通院等	1の年度5日以内(体外受精その他市長の定めるもの場合10日以内)
産前産後休暇	出産予定日以前8週間から出産日後8週間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠6月まで4週間に1回、7月から9月まで2週間に1回、10月から出産まで1週間に1回、出産後1年以内に1回
女性職員が保健所、市町村等の主催する母親学級に参加する場合	在職中1回1か所で所定の単位のコースを受講するのに必要な期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑のため母体の健康維持に重大な支障を被る恐れのある場合	1日1時間以内で必要と認められる期間
職員が生後1年に達しない子の育児のため	1日2回とし1日1時間以内
職員の妻の出産に伴い、入院の付き添い等のため	出産のため入院する日から出産後2週間以内の日までの間に3日以内
義務教育終了前の子を養育する職員がその子の看護等をするため	1の年度7日以内(2人以上の場合10日以内) 障害者手帳の交付を受けている子等を養育している職員について、1人につき3日(上限6日)を加える
要介護者の介護の世話をするため	1の年度5日以内(2人以上の場合10日以内)
忌引き	親族に応じて1日から10日
父母等の祭日	1日(死亡後15年以内に行なわれるもの)
夏季休暇	6月から10月までの間で7日以内
地震、水害、火災その他の災害により、現住居が滅失・損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業や一時的に避難しているとき、又は生活に必要な水、食料等の確保を行う場合	年7日以内
地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して通勤途上における身体の危険回避するために必要な場合	必要と認められる期間
短期人間ドックを受けるため	1の年度2日以内
特別な事情により市長が認める場合	市長が承認した期間

(3) 無給休暇・休業

種類	制度の概要	日数等
介護休暇 介護時間	配偶者又は一親等及び二親等の親族等が負傷・疾病・老齢等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため	・介護休暇 1年度に180日以内 ・介護時間 連続する3年の期間内において1日を通じて2時間以内
不妊治療休暇	体外受精、顕微授精、その他市長の定めるものにより不妊治療を受ける場合	1年以内
組合休暇	職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	年30日以内
育児休業	3歳未満の子を養育する場合に認められる休業	子が3歳に達するまで
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を推進するため、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる休業	3年を超えない範囲内において必要と認める期間
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない休業	勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間以内
子育て部分休暇	小学校1年生から3年生まで(障がいのある子の場合は義務教育終了時期まで)の子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない休暇	勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間以内

年次休暇（平均取得日数、消化率）

(6年度)

平均取得日数	消化率
13日と4時間	37.92%

育児休業及び部分休業

(6年度)

区分	育児休業		部分休業
	取得者数	うち両休業取得者数	取得者数
男性職員	22人	2人	9人
女性職員	43人	6人	27人
計	65人	8人	36人

2 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が職責を十分果たすことができない場合に公務能率を維持し、適正な運営を確保するため、職員の意に反して行う処分です。

(6年度)

降 給	降 任	休 職	免 職
0人	0人	15人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の非違行為に対して制裁を与える制度で、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を追及することで、規律を保持し、秩序を維持するものです。

(6年度)

戒 告	減 給	停 職	免 職
0人	0人	0人	0人

3 職員の研修及び人事評価の実施状況

(1) 職員研修

(6年度)

階層別研修	実務研修	派遣研修	自主研修
372人	799人	154人	6人

(2) 人事評価

地方公務員法に基づき、人事評価制度を実施しています。能力評価と業績評価から構成され、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行われる、勤務成績の評価となります。

同制度を人事管理の基礎とし、評価結果に基づき昇格などを行うとともに、勤勉手当の成績率に反映させています。

4 職員の福祉及び利益保護の状況

地方公務員法は、職員の福利厚生を図る制度として、共済制度(地方公務員法第43条)、厚生制度(地方公務員法第42条)を定め、これらとは別に公務災害補償制度(地方公務員法第45条)を定めています。

(1) 福利厚生制度の状況

① 共済組合

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、千葉縣市町村職員共済組合が行っています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われており、その内容は、短期給付事業(健康保険関係)、長期給付事業(厚生年金保険関係)、福祉事業(健康診査事業)などです。

② 職員互助会

本市には独自の互助会はありませんが、千葉縣市町村職員互助会では、地方公共団体が職員のために実施する厚生制度に併せて、会員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、福祉増進の事業を行っています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われており、令和6年度の公費負担額は1,298千円でした。

(2) 安全衛生管理の状況

職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断などを行っています。

(6年度)

健康診断等の名称	受診者数	公費負担額
定期健康診断	503	1,930,011円
胃部レントゲン	15	170,070円
人間ドック	485	3,395,000円

※受診者数及び公費負担額は、会計年度任用職員を含みます。

(3) 公務災害補償の状況

職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがあります。

(6年度)

区分	傷病	死亡
公務災害	4件	0件
通勤災害	2件	0件

5 公平委員会からの報告事項

市では、他の公共団体と共同で千葉縣市町村総合事務組合の中に公平委員会を設置しています。

千葉縣市町村公平委員会委員長から、「勤務条件に関する措置の要求にかかる事項および不利益処分についての審査請求に係る事項について、該当する案件はなかった」との報告がありました。